

No.	件名・内容	回答
1	<p>上尾市監査委員条例及び規程の改正について</p> <p>(内容)</p> <p>現状の上尾市の監査条例及び規程は、十二分に機能を果たしてないと思慮されるので、改正をして欲しい。</p> <p>依って、賛否について具体的に列挙して回答されたい。</p> <p>【受付No.】 6-2004</p> <p>【受付日】 令和6年5月7日</p>	<p>監査委員が行う監査は、平成29年の地方自治法改正において監査制度の充実強化が図られたことに伴い、本市でも「上尾市監査基準」を定め、令和2年度からは監査基準に基づく監査を実施しております。</p> <p>ご指摘の上尾市監査委員に関する条例は、地方自治法に基づき、監査委員の定数や監査等の実施期日など、監査委員の組織及び運営に関する必要事項について、また、上尾市監査委員事務局規程は、事務局の職や職務等について、それぞれ基本事項を定めたもので、現時点では改正の必要性はないものと考えますが、引き続き監査基準に基づく監査の実施を徹底しつつ、不適切な事務処理やミスの防止、業務改善を図るべく、毎年度の監査計画を策定、実施してまいります。</p> <p>(担当) 広報広聴課 (電話) 775-4918 監査委員事務局 (電話) 775-9692</p>